

平成 31 年 度
西予市専用水道水質検査計画
西予市上下水道課



野村学園専用水道

1. 水質検査の基本方針	・・・ 1
2. 検査項目及び検査頻度	・・・ 1 ～ 2
3. 水道事業の内容及び給水状況	・・・ 2
4. 水質検査項目及び検査頻度の補足説明	・・・ 3
5. 検査項目の省略について	・・・ 3
6. 臨時の水質検査	・・・ 4
7. 水質検査計画及び検査結果の公表	・・・ 4
8. 水質検査の過年度データ	・・・ 5

1. 水質検査の基本方針

本市では、水道水が水質基準に適合していることを確認し、市民の皆様に、安全で安心な水を安定的に供給できるよう、定期的に水質検査を行っています。このため、南予地方水道水質検査センターと連携し、万一水質事故が発生した場合でも迅速に対応できる体制を整えています。

水質検査の基本方針は次の通りです。

- (1) 検査地点は、水道法で検査が義務付けられている給水管の末端蛇口（給水栓）、浄水場の入口（原水）及び、水源地です。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている項目と、クリプトスポリジウム対策としての指標菌検査です。
- (3) 検査頻度としては、毎日検査、月1回の一般項目検査、そして、年4回基準項目検査を行います。浄水場の入口（原水）及び水源地については、年1回原水基準項目検査を行い、毎月1回指標菌検査を行います。（※ 指標菌検査については、浄水処理方法が塩素処理の施設のみ）

2. 検査項目及び検査頻度

検査項目

検査の種類	項目数	内 容
毎日検査	3	色・濁り・消毒の残留効果の検査
水質基準項目	51	水道水が備えるべき水質上の要件で、人の健康を確保するために、また、生活利用上障害を生じさせないために定められた項目の検査
水質管理目標設定項目	26	将来にわたり、水道水の安全性を確保するために、水質基準を補完する項目として、環境中に検出されるものや、今後、水道水から検出される可能性がある項目の検査
クリプトスポリジウム汚染指標菌	2	クリプトスポリジウムの汚染指標である、大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査
クリプトスポリジウム検査	1	クリプトスポリジウム等に汚染の恐れがある施設の検査

2-1. 検査項目及び検査頻度

検査頻度

検査の種類	検査頻度	検査箇所
毎月項目検査（9項目）	1回／月	給水栓 1ヶ所
浄水基準項目検査（18項目）	4回／年	給水栓 1ヶ所
浄水基準項目検査（24項目）	1回／3年	給水栓 1ヶ所
原水基準項目検査（39項目）	1回／年	原水 1ヶ所
クリプトスポリジウム検査	1回／年	原水 0ヶ所

3. 水道事業の内容及び給水状況



野村学園専用水道

所在地	野村町野村16号45番地
水源	表流水
給水人口	81人（平成30年3月31日現在）
施設能力	37m3/日
浄水方法	緩速ろ過

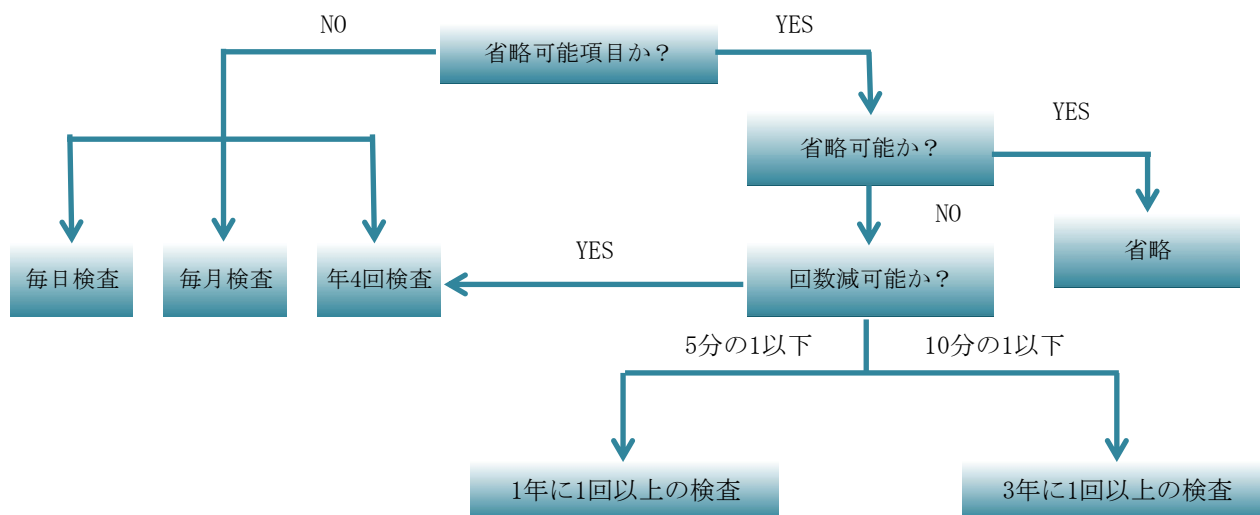
4. 水質検査項目及び検査頻度の補足説明

- : 水質基準項目検査 9項目（検査の省略不可）
法定毎月項目（一般細菌、大腸菌、味、臭気、濁度、色度、pH値、塩化物イオン、有機物等）の検査を月1回行います。
- : 水質基準項目検査 12項目（検査の省略不可）
消毒副生物（クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブromoホルム、総トリハロメタン、ホルムアルデヒド、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸）、無機物・重金属（シアン化物イオン及び塩化シアン）の検査を年4回行います。
- : 水質基準項目検査 6項目（検査の省略可）
無機物・重金属（亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉛及びその化合物、フッ素及びその化合物）着色（アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物）の検査を年4回行います。
- : 水質基準項目検査 24項目（検査の省略可）
無機物・重金属（カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、ホウ素及びその化合物）、一般有機物（四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）、着色（亜鉛及びその化合物、銅及びその化合物、マンガン及びその化合物）、味（ナトリウム及びその化合物、カルシウム、マグネシウム等、蒸発残留物）、発泡（陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤）、カビ臭（ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール）、臭気（フェノール類）の検査を3年に1回行います。

5. 検査項目の省略について

給水栓水について、水質基準項目51項目中30項目は、過去の検査結果や水源の状況を勘案し、状況に応じて検査頻度を減じたり、検査の実施を省略することができます。その判断については下記の通りです。

- ① 過去3年間の水質検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、年に1回以上検査を実施し、基準値の10分の1以下であるときは、3年に1回以上と検査回数を減らすことが可能となります。
- ② 但し、①の要件に関わらず、過去の検査結果が基準値の2分の1を超過したことがなく、且つ、原水並びに水源、及びその周辺状況等を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は省略することができます。（概ね3年に1回程度検査）



6. 臨時の水質検査

臨時の水質検査を行う場合

下記の状況になり、水質基準に適合しない恐れがある場合は、直ちに取水を停止し、原水、給水栓水などの水質検査を行います。

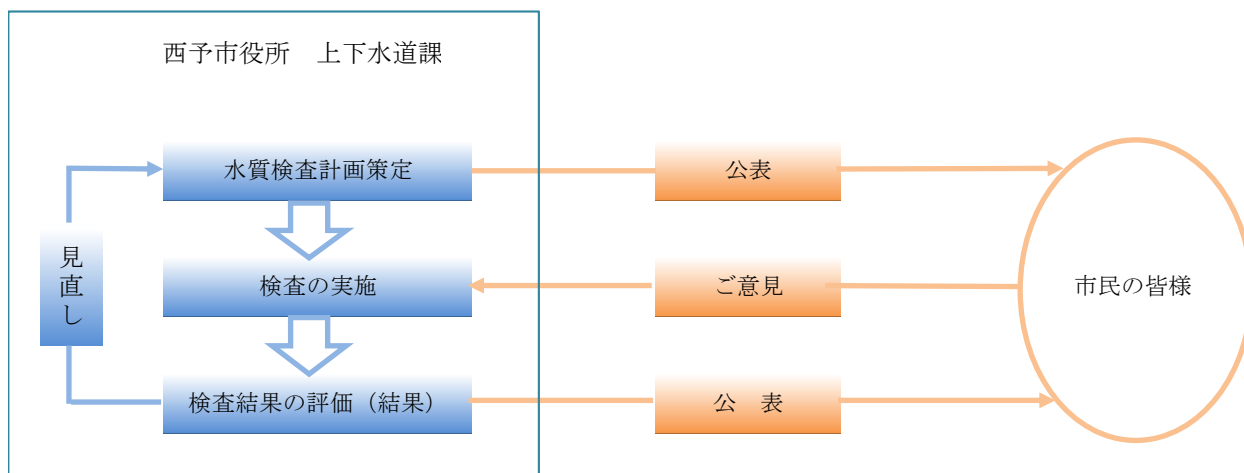
1. 水源の水質が著しく悪化した時
2. 水源に異常があった時
3. 水源付近、給水区域及びその周辺で消化器系感染症が流行した場合
4. 浄水過程に異常があった場合
5. 配水管の大規模な工事、その他水道施設が汚染された恐れがある時

7. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画については、事業年度ごとに策定して公表します。また、この計画に基づいて行った検査の結果についても、年度終了後、速やかにとりまとめ公表するとともに、水質の改善や次年度の検査計画に反映します。

- (1) 水質検査計画の公表
 - ・西予市ホームページに掲載
- (2) 水質検査結果の公表
 - ・西予市ホームページに掲載
 - ・西予市役所上下水道課及び各支所産業建設課
- (3) お客様のご意見
 - ・水質検査計画や検査結果を公表し、お客様のご意見や要望を伺います。皆様からいただいたご意見を次年度以降の検査計画の見直しに反映させ、より安全で信頼できる水道を目指します。

水質検査計画見直し策定の流れ



8. 水質検査過年度データ

野村学園専用水道 平成27～29年度(過去3年間の最大値)

番号	水道水質基準項目	基準値 (mg/L以下)	過去3年間の 最大値 (mg/L)	最小検査 頻度	実施検査 頻度	備 考
1	一般細菌	100個/mL	45	1回/月	1回/月	
2	大腸菌	陰	陰(未検出)	1回/月	1回/月	
3	カドミウム及びその化合物	0.01	0.0003 未満	1回/3年	1回/3年	
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005 未満	1回/3年	1回/3年	
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001 未満	1回/3年	1回/3年	
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001 未満	1回/3年	4回/年	
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001 未満	1回/3年	1回/3年	
8	六価クロム化合物	0.05	0.005 未満	1回/3年	1回/3年	
9	亜硝酸態窒素 ※1	0.04	0.004 未満	4回/年	4回/年	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	0.001 未満	4回/年	4回/年	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.7	1回/3年	4回/年	
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.08	1回/3年	4回/年	
13	ホウ素及びその化合物	1	0.10	1回/3年	1回/3年	
14	四塩化炭素	0.002	0.0002 未満	1回/3年	1回/3年	
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005 未満	1回/3年	1回/3年	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.001 未満	1回/3年	1回/3年	
17	ジクロロメタン	0.02	0.001 未満	1回/3年	1回/3年	
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.001 未満	1回/3年	1回/3年	
19	トリクロロエチレン	0.03	0.001 未満	1回/3年	1回/3年	
20	ベンゼン	0.01	0.001 未満	1回/3年	1回/3年	
21	塩素酸	0.6	0.18	4回/年	4回/年	
22	クロロ酢酸	0.02	0.002 未満	4回/年	4回/年	
23	クロロホルム	0.06	0.011	4回/年	4回/年	
24	ジクロロ酢酸 ※2	0.04	0.007	4回/年	4回/年	
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.002	4回/年	4回/年	
26	臭素酸	0.01	0.001 未満	4回/年	4回/年	
27	総トリハロメタン	0.1	0.014	4回/年	4回/年	
28	トリクロロ酢酸 ※2	0.2	0.004	4回/年	4回/年	
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.004	4回/年	4回/年	
30	ブromホルム	0.09	0.001 未満	4回/年	4回/年	
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.005	4回/年	4回/年	
32	亜鉛及びその化合物	1	0.005 未満	1回/3年	1回/3年	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.12	1回/3年	4回/年	
34	鉄及びその化合物	0.3	0.10	1回/3年	4回/年	
35	銅及びその化合物	1	0.01 未満	1回/3年	1回/3年	
36	ナトリウム及びその化合物	200	6.1	1回/3年	1回/3年	
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.005 未満	1回/3年	1回/3年	
38	塩化物イオン	200	5.0	1回/月	1回/月	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	66	1回/3年	1回/3年	
40	蒸発残留物	500	105	1回/3年	1回/3年	
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02 未満	1回/3年	1回/3年	
42	ジェオスミン	0.00001	0.00001 未満	1回/3年	1回/3年	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.00001 未満	1回/3年	1回/3年	
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005 未満	1回/3年	1回/3年	
45	フェノール類	0.005	0.0005 未満	1回/3年	1回/3年	
46	有機物等(TOCの量)	3	1.05	1回/月	1回/月	
47	PH値	5.8～8.6	7.92	1回/月	1回/月	
48	味	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	
49	臭気	異常なし	異常なし	1回/月	1回/月	
50	色度	5度	4.6	1回/月	1回/月	
51	濁度	2度	0.8	1回/月	1回/月	

※1：平成26年4月1日から新規に追加された項目

※2：基準値強化項目(平成27年4月より)

ジクロロ酢酸 0.04 mg/L 以下 → 0.03 mg/L 以下

トリクロロ酢酸 0.2 mg/L 以下 → 0.03 mg/L 以下